

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三郎池地区）を行うことについて令和8年5月26日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和8年6月2日から同月22日まで縦覧に供する。

令和8年6月2日

香川県知事 池 田 豊 人